

栗山町生活支援体制整備事業協議体設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な生活支援体制の充実・強化を図るため、栗山町生活支援体制整備事業協議体（以下「協議体」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議体は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 生活支援体制整備事業（法第115条の4第2項第5号に掲げる事業をいう。以下同じ。）に係る情報の共有及び連携並びに協働に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、生活支援体制整備事業の実施に関し必要な事項

(構成)

第3条 協議体は、15人以内の委員をもって組織する。

2 協議体の委員は、次の各号に掲げる関係団体等が推薦する者及び公募により適任とされた者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 栗山町内連合会
- (2) 角田町内会連合会
- (3) 継立町内連合会
- (4) 日出連合町内会
- (5) 栗山町民生委員児童委員協議会
- (6) 栗山町老人クラブ連合会
- (7) 栗山町ボランティア連絡協議会
- (8) 栗山商工会議所
- (9) 栗山警察署
- (10) 南空知消防組合消防署
- (11) 栗山町社会福祉協議会

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置き、選任は委員の互選による。

2 委員長は、協議体を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が招集する。

2 協議体の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(個人情報の保護)

第7条 協議体の委員は、職務上知り得た個人の情報について、漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議体の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。